

いじめの重大事態を防ぐ

学校対応確認リーフレット

確認しましょう！法に基づくいじめ対応の要点

みそは3か月！

み のがさない

裏面で詳しく
解説しています

法の定義に基づく積極的な認知で防ぐ！

そ しきで対応

校内いじめ対策組織で防ぐ！

3か月

3か月の見守りで防ぐ！



いじめは、どの学校、どの児童生徒にも起こり得ます

Q.なぜ、いじめは起きるの？

A.次のような背景からいじめは生じます。

- 心理的ストレス
- 異質な者への嫌悪感情
- ねたみや嫉妬感情
- 遊び感覚やふざけ意識
- 金銭等を得たい意識
- 被害者になることへの回避感情

いじめ防止対策推進法（平成25年制定）

いじめ防止に社会総がかりで取り組む決意を示す法律で、学校のいじめ対応にも大きな転換を迫るものです。本リーフレットにおける「法」とは全てこれを示します。

児童生徒によく声をかけ、学校・学級が、一人一人の人権と多様性が尊重された安全・安心な場となっていることが重要です。

毎年4月は、「静岡県いじめ防止啓発強調月間」！

各学校は、法に基づき「学校いじめ防止基本方針」を全教職員で確認、児童生徒や保護者に対して説明するとともに、管理職のリーダーシップの下、生徒指導主事などを中心に実状に応じた取組を実施しましょう。

見逃さない！ 組織で対応！

■ 法によるいじめの定義に基づき積極的に認知する

【法第2条 いじめの定義】

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、

当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの

Q1 児童生徒の訴えが、「その程度」と思うようなことがあっても、それは「いじめ」になるのですか？

A1 はい。法では、児童等が「心身の苦痛を感じている」ものをいじめと定義しています。「その程度」と思ったとしても、いじめとして認知し、適切な措置を学校いじめ対策組織を活用して行うことが必要です。**いじめに当たるか否かは被害者の立場に立ち、法に基づいて判断し、「学校いじめ防止基本方針」等をもとに組織で対応する必要があります。**

Q2 なぜ、「その程度」と思うようなものでも認知する必要があるのですか。

A2 積極的に認知を行い、早期に対応する理由は、見逃し・見過ごしにより、重大な事態に陥らないようにするためです。**学校が目指すべきは「いじめゼロ」ではなく、「いじめ見逃しゼロ」、「いじめ重大事態ゼロ」です。**

Q3 「いじめの認知件数」について、どのようなケースまで報告する必要がありますか。

A3 「いじめの認知件数=子どものつらい思いに寄り添った数」です。いじめを認知することは、友達等との関係でつらいと感じている子どもへ寄り添うことと言い換えることができ、教職員の日常的な子どもたちへの関わりが、「いじめの認知件数」として計上されることとなります。



見逃し、見過ごして、問題が複雑化し、対応が遅れがちなケース

仲がよいと見られる
グループ内のいじめ

閉鎖的な
部活動内でのいじめ

被害と加害が
錯綜しているケース

被害者側にも
問題があるとみえようケース

学級・ホームルームが
学級崩壊的状況にある場合

特に配慮が必要な
子どもが関わるケース

いじめを受けている子どもは、自尊心からいじめを受けているという事実自体を認めたくない場合や、無意識に事実を否定している場合があるほか、周囲に心配かけたくない、相談することでよりいじめが深刻化するのではないかなど、様々な思いから教職員や保護者、友人など誰にも相談しないことがあります。いじめの積極的な認知に向け、無記名アンケートの実施が求められる理由です。

学校におけるいじめの正確な認知に向けた参考資料

・文部科学省「いじめの正確な認知に向けた教職員間での共通理解の形成及び新年度に向けた取組について」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1400170.htm

・国立教育政策研究所 生徒指導リーフ「学校の「組織」で行ういじめ「認知」の手順Leaf. 19」
<https://www.nier.go.jp/shido/leaf/leaf19.pdf>

・国立教育政策研究所 生徒指導リーフ「アンケート・教育相談をいじめ「発見」につなげるLeaf. 20」
<https://www.nier.go.jp/shido/leaf/leaf20.pdf>

・国立教育政策研究所 生徒指導リーフ「いじめに関する「認識の共有」と「行動の一元化」Leaf. 21」
<https://www.nier.go.jp/shido/leaf/leaf21.pdf>



各学校には、学校いじめ対策組織の設置が義務付けられ、その効果的な運用が求められます（法第22条）

少なくとも、3か月の見守りを!

■被害児童生徒に寄り添い、安易に解消と判断しない

Q4 いじめは、加害児童生徒の謝罪をもって解消してもよいですか?

A4 いじめは単に謝罪をもって解消することはできません。
いじめが「解消している」状態とは、次の2点が満たされている必要があります。

① いじめに係る行為が少なくとも3か月を目安に止んでいる

② いじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じていない

「解消している」状態に至っても、再発の可能性があることを踏まえ、日常的に注意深く観察することが必要です。



いじめ重大事態への対応

■いじめ重大事態とは

生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがある場合(法第28条第1項第1号)

例えば、自殺企図、暴行を受け骨折、自傷行為、心的外傷後ストレス障害、金銭を強要された、裸の画像を拡散された、嘔吐や腹痛の継続・・・

相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合(同第2号)

「相当の期間学校を欠席」の目安 **30日**

いじめの重大事態(疑いを含む)が確認された場合、次のガイドラインに沿った調査等を実施することになります。チェックリストも活用し、遺漏なく対応するようにしてください。

「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(文部科学省).....

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2017/03/23/1327876_04.pdf



いじめ重大事態調査の基本的な対応チェックリストの配布について(文部科学省).....

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1400142_00005.htm



Q5 学校として「重大事態とはいえない」と考えているが、被害児童生徒や保護者からは「いじめによる重大な被害が生じた」との申立てがある場合は、どのように対応すればよいですか。

A5 学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等を開始する必要があります。

Q6 なぜ、報告・調査等を開始する必要があるのですか。

A6 児童生徒や保護者からの申立ては学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意してください。

重大事態は、重大事態に至る前の段階での法に基づく適切な対応(みそは3か月)等により、件数を0に近づけるべきですが、重大事態の疑いがあっても、その発生を認めず、被害が深刻になるケースが全国的にも見られます。重大事態として取り上げるべきものは、しっかりと取り上げて、被害児童生徒に寄り添った対応をする必要があります。

いじめ対策に関する学習教材

■教職員用 動画教材「校内研修シリーズ」(独立行政法人教職員支援機構)

学校におけるいじめ問題への対応のポイント(21分20秒)

いじめ防止対策推進法に基づき、各学校において対応が求められる3つのポイント(いじめの定義・認知、いじめの組織的対応、いじめの重大事態の調査に関するガイドライン)について解説しています。

<https://www.youtube.com/watch?v=y1Qtc6TzRgU>



いじめのとりえ方と予防(20分02秒)

社会通念上のいじめと法的ないじめの区別や、いじめが集団の問題であるという点について、具体的な場面を挙げながら、いじめのとりえ方を確認します。そして、初期対応と未然防止の違いなど、いじめの予防を正しく理解した上で、どのような働きかけをすると、未然防止につながるのか考えます。

<https://www.youtube.com/watch?v=DgNiLJzUak4>



ネットいじめの未然防止及び解決に向けた指導と対応(22分47秒)

スマホが普及してきたことで、いじめも変化しています。本動画では、ネットいじめの事例を通して、教員や親がいじめの相談相手に選ばれない現状や、子どもたちがSNSを利用するとき、自分がいじめの標的にされるという緊張感が存在していることを解説し、その中で重要となる未然防止の手段を紹介しています。

<https://www.youtube.com/watch?v=cpr84Ci5BD4>



いじめ問題に関する保護者との連携、信頼関係構築の在り方(28分48秒)

いじめ問題の早期解決に向けて、保護者とどのように連携し、信頼関係を構築していけばよいのかについて説明します。この中で、望ましい初期対応の在り方や保護者への気持ちの寄り添い方、保護者と面接する際の留意点等について、ポイントを明確にしながら解説しています。

<https://www.youtube.com/watch?v=zIFPeGQJY24>



■児童生徒用 動画教材／相談窓口(文部科学省)

いじめに対する理解を促す動画教材「ともだち・かかわりづくりプログラム」(全64本、各3分程度)

「いじめって何?」「間違った行動をする人はいじめてもいいのか」などのいじめに関するテーマを、解説付きのシンプルなストーリー形式で取り上げ、児童生徒のいじめに対する理解や、児童生徒自らいじめに対し、適切な対応がとれるよう促す教材です。各コンテンツの指導のポイントも記載した資料も掲載されています。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1406070_00001.htm



子供のSOSの相談窓口

児童生徒が、いじめで困ったり、自分や友人のことで不安や悩みがあったりしたときの相談窓口をチャットボットで紹介してくれるものです。SNSで相談できる窓口、電話で相談できる窓口を紹介してくれます。

<https://www.notalone-cas.go.jp/under18/>



静岡県教育委員会 いじめ防止対策ウェブサイト

いじめに関する法令等、いじめに関する相談先、いじめに関する学習教材を集約しています。

<https://www.pref.shizuoka.jp/kodomokyoiku/school/kyoiku/1003777/1055281/index.html>

いじめ防止対策推進法が目指すもの(法第1条)

いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、(中略)、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

